S団交

請負業務」にしがみつき労働条件改悪開き直るMTS

場の要求を汲み上げられない。 問題があっても改善できない だ。「裁量権が狭いので組合・現 結する妥協が許されない仕事 という言い逃れは通用しない。

うためなら労働者の要求も安 社が成り立たない。仕事をもら から仕事をもらわなければ会 今回の団交で、MTSの「JR

で張り出され、その後動労水戸

回ってきたのは立候補者本人で 組合員のところに署名を持って

安全破壊開き直るMTS 狭い裁量権」を口実に

の団交を行った。 鉄道サービス(MTS)と7回目 動労水戸は3月28日、 水戸

Sは「当社はJRから仕事をも 任で請け負った業務を独立して らって成り立つ会社なので、仕 求を、MTSはかたくなに拒否 請負会社が100%自分の青 言した。そもそも業務委託とは 変更の提案を求める組合の要 い。今回のようなダイ改に伴う 3月ダイ改に伴う労働条件 組合との協議は難しい」と発 《務内容の変更であつても事前 内容に関しての裁量権は狭 続けている。団交では、MT 全も無視する」という本末転倒

行う義務がある。しかも鉄道 業務は仕事の精度が安全に直 のために鉄道業務を請け負った 命」「コンプライアンス」と言うが、 は「安全は輸送業務の最大の使 でも「オイシイ仕事」を手放そ 受託で生まれる「企業の利益 本体も同罪だ。会社は口先で 責任を丸投げにしてきたJR 鉄道と労働者の雇用に対する 同時に、このような会社を「グ きずり込む「ブラック企業」だ。 は、まさに労働者を地獄に引 が、いざ仕事が始まれば無準備・ な経営が明らかとなった。業務 うとはしないMTSという会社 者の怒りは爆発している。それ 無計画で問題が噴出し、労働 ープ企業」として抱き込み、

鉄水戸 水戸市三の丸三 - 一 動 力車労働 組

発行責任者 石井真一 安全破壊を推し進めているの 労働者の仕事への誇りを奪 編集者 西納岳史

るように、人間も生物である以

日あたり4時間)」を定めてい

「過労死ライン(月80時間=

格に決められている。厚労省が は「8時間労働制」が法律で厳

日本をはじめほとんどの国で

上、休息を取らなければ健康

に無自覚なMTS 36協定軽視し企業犯

の掲示がわずか2日間の期限 ずにいたが、いざ動労水戸組合 から職場で立候補ビラを配り はない」と言って告示すら行わ 明もなかった」と述べている。 明の別の代表が選出されていた。 協定)の職場代表選の際に管理 かも書いていない「立候補受付」 浦では、選出方法も何の代表 だったが、何のための署名か説 ような代表選は今回が初めて 水戸では、清掃労働者が「この 選挙活動を行っていたかすら不 始めると、その翌日の22日には 員が代表に立候補し3月21日 選出は会社が関与することで 者が介入した問題を追及した。 間外及び休日の労働に関する 36協定の代表選出をめぐって 団交ではさらに、36協定(時 勝田では、管理者が「代表

> となり、再選挙が行われたか ると代表選出の話はうやむや 労水戸がMTS本社に抗議す

は断じて認められない。

いのだ。この大原則をあいまいに う姿勢で結ばなければならな 日労働を認めてください」とい

して形式的に協定を結ぶこと

決定」の掲示が張り出された。 不明のまま、3月21日に「代表

所の「代表」がMTS本社に集

その後、3月22日には各事業

「使用者は労働者に1日について8時間を超えて労働さ (労働基本法 第32条)

は会社の方なのだ。

せてはならない」 超勤・休日勤務=法律の例外

会社…労働者の許可を求める義務 …過重な労働を拒否できる権利

双方が対等に協議し協定を結び、労基署に届け出る。

るための体力・集中力を維持 然のことだ。さらに、安全を守 を害したり死んでしまうのは当

た労働を保障する義務がある。 するために、会社は余裕を持つ

超勤・休日勤務をさせる場合、

・休日労働に関する協定(36協定)

MTSは思い知るべきだ! 利を踏みにじるものであるか、 約締結は完全に無視している。 得るという過程を、今回の協 かりと協議し労働者の同意を 全体に関わるこれらの問題をしつ 表を選ぶ必要がある。労働者 め、協定締結のたびに職場代 を組織する労働組合がないた この行為がどれだけ労働者の権 MTSの場合、職場で過半

23日以降に締結して欲しい」と 規則の改訂案を見せて「明日 められ、会社は36協定と就

言い渡したという。 36協定は

·既に労基署に提出した」とM

的に闘い抜こう! 取り戻すために、団結し徹底 強制出向に出された仲間

も言える形で結ばれたのだ。

知らされることなく「密約」と 身も就業規則の変更も現場に TSは回答した。 36協定の中

であり、会社から労働者に対し

さい」というのが36協定の趣旨 なく必ず労働者の許可を得な 会社が一方的に決めるのでは

て「大変申し訳ないが超勤・休

は

~8割集められていた)。 なく所長だった(署名は既